

国総建整第175号

平成20年11月27日

建設業者団体の長 あて

国土交通省総合政策局建設市場整備課長

下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を
参考資料として取り扱う際の留意事項について

下請契約における請負代金の設定に当たっては、「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」（平成20年11月27日付け国総入企第14号）により、書面による見積依頼及び建設業法施行令第6条で定める見積期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出、それらを踏まえた双方の協議等の適正な手順によるとともに、賃金等に加えて一般管理費等の必要な諸経費を適正に考慮するよう、貴会傘下建設業者に対し指導の徹底をお願いしているところである。

ところで、公共工事設計労務単価は、そもそも、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではなく、また、所定労働時間内8時間当たりの労務単価として設定したものであって、所定時間外の労働に対する割増賃金や現場管理費（法定福利費の事業主負担額等）、一般管理費（企業の運営費用）等の諸経費は含まれていないものである。

したがって、下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱うに際しては、個々の契約を拘束するものでないこと、諸経費分は含まれていないことなどの上述の公共工事設計労務単価の意味を十分に理解の上、例えば、交通誘導業務について契約を締結する場合には、交通誘導員の賃金等に加えて警備会社に必要な現場管理費及び一般管理費等の諸経費を適正に考慮する等、適切な取扱いが図られるよう、併せて、貴会傘下建設業者に対する周知徹底をお願いしたい。